

手術が決まったけど
治療費が結構
かかりそう…



高額療養費制度の

げんどがく てきょう にんていしょう

『限度額適用認定証』を

利用しましょう！



高額療養費制度 ってどんな制度？

患者さんが医療機関に支払う医療費は、健康保険の負担割合に応じた金額です。

69歳以下なら原則3割負担、70歳以上なら2割負担(一部の方は1割負担。また現役並み所得者は3割負担)になります。

ただいくら医療費の数割とはいえ、高額な治療を受ける場合は費用負担が大きくなります。そのため患者さんの医療費負担を軽減するために『自己負担限度額』が決められています。自己負担限度額はひと月の医療費の上限額のことで、個人の年収によって5段階に分けられています。

自己負担限度額を超えた医療費については、患者さんが払い戻しの申請を行うと戻ってきます。

高額療養費制度とは「自己負担限度額を超えた医療費の払い戻し制度」なのです。

この高額療養費制度にはいくつか注意点があります。

- 1つは、高額療養費には時効があり、治療を受けた日から2年経つまでに申請をしないといけないこと。
- 2つめは、払い戻しを受けるまでには申請後3～4ヶ月ほど待たないといけないことです。



「自分で払い戻しの手続きしなきゃいけないのは面倒だなあ…

払い戻しではなく最初から上限額までに抑える方法はあるの？」

あります！それを可能にするのが『**限度額適用認定証**』です。



限度額適用認定証をあらかじめ入手し、治療を受けるまでに前もって医療機関に提示すれば、窓口での支払いは自己負担限度額までで済みます。



限度額適用認定証を入手するには…

- 【社会保険の場合】加入している健康保険の保険者(保険証に記載されています)に申請書類を送ります。
※保険者のホームページに申請方法が記載されています。書類のダウンロードも可能。
※大きな会社の場合は総務などが担当していることもあります。

【国民健康保険の場合】住民票のある市区町村の役所の専用窓口で申請をします。

どちらの場合も申請後約1～2週間ほどで自宅に送られてきます。余裕を持って申請をしましょう♪

限度額認定証はこんなものです。
はがきより少し小さいくらいの
サイズです。

○で囲んだところが所得区分です。
提示する時は有効期限も
チェックしてくださいね！



69歳以下の場合

健康保険限度額適用認定証	
令和元年6月20日交付	
記号	123
番号	4567
被保険者 氏名	オリビエ 太郎 男
生年月日	平成2年6月20日
通称 氏名	オリビエ 太郎 男
生年月日	平成2年6月20日
住所	東京都新宿区西新宿3-1-4 第二佐山ビル202
発行年月日	令和元年6月1日
有効期限	令和元年12月31日
通用区分	ウ
所在地	中野区中野4-10-2
保険者 番号 名称 及び印	01130012 全国健康保険協会 東京支部

70歳以上の場合

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限 令和元年6月20日	
交付年月日 令和元年6月20日	
被保険者番号	01234567
氏名	オリビエ 太郎 男
生年月日	平成2年6月20日
住所	東京都新宿区西新宿3-1-4 第二佐山ビル202
発行期日	令和元年6月1日
通用区分	現役Ⅰ
所在地	新宿区新宿...
保険者 番号並びに 保険者の 名称及び印	39 新宿区 印

所得区分別の自己負担限度額がこちら



69歳以下の場合

所得区分		ひと月の自己負担限度額（外来）
ア	年収約1,160万円～	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
イ	年収約770～約1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
ウ	年収約370～約770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
エ	～年収約370万円	57,600円
オ	住民税非課税者	35,400円

70歳以上の場合

所得区分		ひと月の自己負担限度額（外来）
現役並みⅢ	年収約1,160万円～	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
現役並みⅡ	年収約770～約1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
現役並みⅠ	年収約370～約770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
一般	年収約156～約370万円	18,000円 ※限度額適用認定証なし
住民税非課税 世帯	住民税非課税Ⅱ(区分Ⅱ)	8,000円
	住民税非課税Ⅰ(年金収入80万円以下)(区分Ⅰ)	8,000円

・・当院で高額療養費制度の対象になる可能性があるのは以下の区分の方です・・

69歳以下の方

鼠径ヘルニア手術(切開法) : 区分オのみ
下肢静脈瘤手術 : 区分オのみ
鼠径ヘルニア内視鏡手術 : 区分ウ、エ、オ

70歳以上の方

鼠径ヘルニア手術(切開法) : 一般、区分Ⅱ・Ⅰ
下肢静脈瘤手術 : 一般、区分Ⅱ・Ⅰ
鼠径ヘルニア内視鏡手術 : 現役Ⅰ、一般、区分Ⅰ・Ⅱ

高所得の方はもとの自己負担限度額が高く
設定されているので、当院での手術費用の場合だと
制度の対象外になります。

また、70歳以上の『一般』の方は限度額認定証
は必要ありません。

